

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 長崎市社会福祉事業協会

職員が仕事で能力を十分に発揮するとともに、仕事と家庭生活を両立させることができる働きやすい職場環境をつくるため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 4月 1日 ~ 令和 10年 3月31日までの 3年間
2. 内容

目標① : 産前産後休業、育児・介護休業、育児・介護休業に関する給付、産休・育休中の
社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

【 対 策 】

- 令和7年4月～ 最新の法令に基づく諸制度に関するガイド作成の検討
- 令和7年10月～ ガイドの作成作業開始、職員へ文書の配布

目標② : 産前産後休業、育児・介護休業等に関する制度を利用しやすい環境を整備する
ため、管理職及び事務担当者に研修を行う。

【 対 策 】

- 令和7年8月～ 研修内容の検討
- 令和7年10月～ 研修計画の策定
- 令和7年12月～ 研修の実施

目標③ : 部署又は特定の人に仕事が偏ることなく業務量の平準化ができるように労働日数
や有給休暇取得率状況等を把握し、改善点がないか検討する

【 対 策 】

- 令和7年4月～ 職員の労働日数、有給休暇取得状況等の確認、把握
- 令和7年5月～ 職場内検討委員会で情報共有し検討、改善に向けて取り組む